

#### 4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、「総合費用率」、「独自給付費用率」、収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標<sup>注</sup>を作成してきた。また、平成14年度から「年金種別費用率」を、平成20年度から「保険料比率」を作成し、分析を行っている。

注 財政指標の定義については、第2章の章末の「《参考1》財政指標の定義及び意味」の項を参照のこと。

##### (1) 年金扶養比率 —高い私学共済、低い国共済、地共済—

平成22年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.19で最も高く、次いで厚生年金2.39、国共済及び地共済1.53の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.40である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。

図表 2-4-1 年金扶養比率 —平成22年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,411	1,055	2,878	485	67,342
老齢・退年相当の 受給権者数	14,413	691	1,882	116	28,019
年金扶養比率	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が1.92、地共済が1.92である。  
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

年金扶養比率の推移をみると（図表 2-4-2）、各制度とも一貫して低下しており、特に私学共済、厚生年金で低下幅が大きい。平成 22 年度の対前年度増減差は、私学共済が△0.14 ポイント、厚生年金△0.08 ポイント、地共済△0.07 ポイント、国民年金は△0.05 ポイントと低下しており、国共済は横ばいであった。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
21	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
22	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40
対前年度増減差					
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10
20	△ 0.14	△ 0.04	△ 0.10	△ 0.18	△ 0.12
21	△ 0.13	△ 0.05	△ 0.09	△ 0.17	△ 0.09
22	△ 0.08	△ 0.00	△ 0.07	△ 0.14	△ 0.05

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

平成 22 年度の年金種別費用率をみると（図表 2-4-3）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ 11.1%、0.2%、3.0%、国共済は 13.1%、0.1%、2.9%、地共済は 14.0%、0.1%、2.3%、私学共済は 7.7%、0.1%、1.4%となっている。

図表 2-4-3 年金種別費用率 —平成 22 年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	11.1	13.1	14.0	7.7
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	3.0	2.9	2.3	1.4
（参考：総合費用率）	19.7	20.2	20.2	13.6

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合は（図表 2-4-4）、国共済、地共済で老齢費用率の占める割合が大きい。総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

また、各制度の年金種別費用率の推移は、図表 2-4-5 のとおりである。

図表 2-4-4 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合 ー平成 22 年度ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	56.3	64.8	69.3	56.7
障害費用率	0.8	0.6	0.7	0.6
遺族費用率	15.4	14.3	11.2	10.1

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
(参考)標準報酬月額ベース						
17	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
20	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
21	<12.9>	<0.2>	<3.5>	<17.2>	<0.2>	<4.2>
22	<13.1>	<0.2>	<3.6>	<17.1>	<0.2>	<3.8>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
(参考)標準報酬月額ベース						
17	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
20	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>
21	<17.8>	<0.2>	<3.3>	<9.7>	<0.1>	<1.8>
22	<18.1>	<0.2>	<2.9>	<10.0>	<0.1>	<1.8>

注1 「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(2) 総合費用率

平成 22 年度の総合費用率は、国共済、地共済がともに 20.2%で最も高く、次いで厚生年金 19.7%、私学共済 13.6%の順となっている（図表 2-4-6）。

なお、平成 15 年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成 15 年度前と以後とは接続しない。本稿では、過去との比較のため、参考として標準報酬月額ベースの率も掲載している。

図表 2-4-6 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	17.8	16.7	16.2	11.8
18	17.9	17.6	16.8	12.0
19	17.9	18.7	17.6	12.4
20	18.2	19.9	19.2	12.7
21	19.2	19.9	19.9	12.6
22	19.7	20.2	20.2	13.6
対前年度増減差				
17	0.0	△ 0.4	0.8	0.2
18	0.0	0.9	0.6	0.2
19	△ 0.0	1.2	0.8	0.4
20	0.3	1.2	1.5	0.4
21	1.0	0.0	0.7	△ 0.1
22	0.5	0.3	0.3	1.0
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
17	<21.4>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
18	<21.4>	<23.5>	<22.4>	<16.0>
19	<21.4>	<25.1>	<23.5>	<16.4>
20	<21.7>	<26.6>	<25.6>	<16.8>
21	<22.5>	<26.3>	<26.1>	<16.5>
22	<23.2>	<26.4>	<26.1>	<17.7>

注 1 < >は標準報酬月額ベースである。

注 2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表2-4-8参照。

総合費用率の推移をみると、厚生年金では、標準報酬月額ベースで平成 7 年度の 13.7%から平成 17 年度の 21.4%まで大きく上昇した。その後は横ばいの状況であったが、平成 20 年度以降は再び上昇し、22 年度には総報酬ベースで 0.5 ポイント上昇した。

国共済、地共済では、両者の財政単位の一元化により、平成16年度以降、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、国共済の総合費用率が低く抑えられている一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっている。国共済、地共済の近年の状況をみると、平成20年度に追加費用減少の影響で総合費用率が大きく上昇したが、21年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げにより上昇傾向が抑制されている。また、平成22年度は、追加費用が20年度の精算額により増加した影響で、上昇幅が小さくなっている。

私学共済の総合費用率は、上昇傾向が続いている中、平成21年度に0.1ポイント低下したが、22年度には1.0ポイントの上昇となっており、例年に比べ上昇幅が大きかった。

総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-7）、平成22年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表2-4-7 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230
22	19.7	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6	12.584

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成7、12年度は標準報酬月額ベース、平成17年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。また、厚生年金についても、決算ベースでは厚生年金基金による代行部分を含んでいないため、比較する際には厚生年金基金代行部分を含める必要がある。このため、各共済の職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率と、厚生年金の実績推計ベースの総合費用率を比べると（図表 2-4-8）、平成 22 年度では、厚生年金（実績推計）の 20.6% に比べ、国共済、地共済は 1.4 ポイント、私学共済は 8.3 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-8 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
18	16.5	15.3	11.2	17.9	18.6
19	17.5	16.0	11.5	17.9	18.6
20	18.1	17.5	11.8	18.2	19.0
21	18.1	17.9	11.4	19.2	20.2
22	19.2	19.2	12.3	19.7	20.6
(参考) 標準報酬月額ベース					
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
17	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.4>	<22.4>
18	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.4>	<22.3>
19	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.4>	<22.2>
20	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<21.7>	<22.7>
21	<23.9>	<23.4>	<15.0>	<22.5>	<23.7>
22	<25.1>	<24.9>	<16.1>	<23.2>	<24.3>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

## (3) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成22年度の独自給付費用率は、厚生年金が14.3%、国共済が16.2%、地共済が16.6%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は9.8%と低くなっている（図表2-4-9）。

独自給付費用率の推移をみると、近年は、厚生年金が横ばい、国共済が（財政調整拠出金の影響を除くと）概ね上昇傾向、地共済、私学共済が上昇傾向という状況であったが、平成21年度には厚生年金が大きく上昇し14%台になった他、私学共済も21年度以降、上昇幅が大きくなっている。国共済、地共済では、一元化法案の提出下で予算を編成したことにより追加費用が平成20、21年度に減少した後、22年度の追加費用がその精算額により増加した状況などを反映し、独自給付費用率は、20年度、21年度に上昇、22年度に下降している。

図表2-4-9 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	12.9	12.9	13.0	8.2
18	12.8	13.7	13.5	8.5
19	12.7	14.7	14.2	8.6
20	12.8	15.8	15.5	8.8
21	14.1	16.4	16.7	9.2
22	14.3	16.2	16.6	9.8
対前年度増減差				
17	△ 0.0	△ 0.3	0.9	0.2
18	△ 0.1	0.9	0.6	0.2
19	△ 0.1	1.0	0.6	0.2
20	0.1	1.1	1.4	0.2
21	1.3	0.5	1.2	0.4
22	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.7
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
17	<15.5>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
18	<15.4>	<18.4>	<18.0>	<11.3>
19	<15.2>	<19.7>	<18.9>	<11.4>
20	<15.2>	<21.1>	<20.7>	<11.6>
21	<16.6>	<21.6>	<21.9>	<12.0>
22	<16.8>	<21.1>	<21.5>	<12.8>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.4%、次いで国共済 4.1%、私学共済 3.8%、地共済 3.6%の順となっている（図表 2-4-10）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

基礎年金費用率の推移をみると、平成 21 年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げにより各制度とも 0.4~0.5 ポイント程度低下したが、22 年度には、14 頁で述べた要因により被用者年金の基礎年金拠出金（決算ベース）が増加したことを反映し、各制度で 0.3~0.5 ポイントの上昇となった。

図表 2-4-10 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
22	5.4	4.1	3.6	3.8
対前年度増減差				
17	0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.0
18	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0
19	0.1	0.2	0.2	0.2
20	0.2	0.1	0.2	0.2
21	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
22	0.4	0.5	0.4	0.3
(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
17	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
21	<5.9>	<4.7>	<4.1>	<4.5>
22	<6.4>	<5.3>	<4.6>	<4.9>

注 <>は標準報酬月額ベースである。



## (4) 保険料比率及び収支比率

平成22年度の保険料比率は、国民年金（国民年金勘定）が最も高く125.8%、次いで私学共済92.3%、厚生年金77.2%、国共済75.8%、地共済75.1%の順である（図表2-4-11）。被用者年金では、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を賄っている状況である。

保険料比率の推移をみると、近年では、厚生年金と私学共済が上昇傾向、その他の制度で低下傾向にあったが、平成21年度以降は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が2分の1へ引き上げられたこと等により、国民年金で大幅に上昇している他、国共済、地共済でも上昇傾向になっている。一方、厚生年金は21年度以降、私学共済は22年度に低下している。

国民年金の保険料比率は、70%代にまで下がっていた平成20年度までの状況とは一転し、22年度で125.8%と100%を大きく上回る水準になっているが、これには、前述の基礎年金国庫・公経済負担の引上げに加え、14頁で述べた要因による22年度の基礎年金拠出金（決算ベース）の減少も大きく影響している。22年度の決算ベースの基礎年金拠出金は、算出に用いる納付率の変更で概算額が実際に近くなる一方で、変更前の20年度に係るマイナスの精算額があり、本来の水準より少なくなっている。このため、22年度の国民年金の保険料比率は本来より高めの水準になっていることに留意が必要である。

図表2-4-11 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	75.7	74.7	96.9	93.8
22	77.2	75.8	75.1	92.3	125.8
対前年度増減差					
17	1.3	2.7	△ 2.1	0.8	△ 6.3
18	1.8	△ 3.6	△ 0.8	1.0	△ 6.7
19	2.0	△ 4.4	△ 2.0	0.3	△ 1.0
20	0.5	△ 4.0	△ 4.7	0.1	△ 4.0
21	△ 2.1	0.6	△ 1.1	3.8	19.7
22	△ 0.4	0.1	0.5	△ 4.6	32.1

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

また、収支比率の推移は、図表 2-4-12 のとおりである。平成 22 年度は、国民年金で、簿価ベース、時価ベースともに 100%を下回っており、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っている状況である。

図表 2-4-12 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
12	90.5	89.3	72.6	74.3	80.2
17	121.3 [90.7]	93.0 [79.1]	82.7 [57.9]	74.0 [65.5]	109.0 [87.6]
18	115.2 [107.4]	95.6 [96.4]	80.0 [83.4]	76.1 [73.2]	114.6 [109.8]
19	117.2 [161.9]	99.6 [132.6]	89.1 [234.3]	84.0 [178.1]	120.9 [153.5]
20	116.3 [203.6]	114.5 [196.5]	112.5 [1,176.2]	92.8 [511.4]	127.0 [204.2]
21	128.8 [92.8]	115.3 [92.8]	114.5 [73.7]	91.3 [58.8]	106.6 [81.3]
22	128.1 [131.3]	113.3 [120.5]	114.6 [133.8]	96.5 [106.8]	79.4 [80.4]
対前年度増減差					
17	△ 3.0 [△22.4]	△ 5.3 [△17.7]	△ 10.8 [△25.2]	△ 12.8 [△13.0]	5.9 [△7.9]
18	△ 6.1 [16.6]	2.7 [17.3]	△ 2.8 [25.5]	2.1 [7.7]	5.6 [22.2]
19	2.0 [54.5]	4.0 [36.2]	9.2 [150.9]	8.0 [104.9]	6.3 [43.7]
20	△ 0.9 [41.7]	14.9 [63.9]	23.4 [941.9]	8.8 [333.3]	6.1 [50.7]
21	12.5 [△110.8]	0.8 [△103.8]	2.0 [△1,102.5]	△ 1.5 [△452.6]	△ 20.4 [△123.0]
22	△ 0.7 [38.5]	△ 2.0 [27.7]	0.1 [60.1]	5.2 [48.0]	△ 27.2 [△0.9]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

## (5) 積立比率

平成 22 年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.0、次いで私学共済 9.0、国共済 6.2、国民年金（国民年金勘定）5.6、厚生年金 4.1 の順となっている（図表 2-4-13）。平成 21 年度に比べ、私学共済、厚生年金で低下している一方、国民年金で大きく上昇した。また、時価ベースの積立比率は、厚生年金 4.1、国共済 6.1、地共済 9.7、私学共済 9.0、国民年金 5.7 となっており、平成 21 年度に比べ、国民年金、地共済で上昇し、他制度はほぼ横ばいであった。

国民年金では、平成 21 年度以降、積立比率が大きく上昇しているが、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げや、14 頁で述べた要因による 22 年度の基礎年金拠出金の減少で、積立比率の分母である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が小さくなったことが要因である。保険料比率と同様の理由で、国民年金の 22 年度の積立比率は本来より高めの水準になっていることに留意する必要がある。

なお、積立比率は前年度末積立金を用いて評価している指標であるため、平成 22 年度の積立比率は、21 年度末の積立金の水準を反映したものになっている。

図表 2-4-13 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	年	年	年	年	年
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
17	5.2 [5.2]	7.4 [7.5]	10.5 [10.7]	10.3 [10.6]	4.3 [4.3]
18	4.9 [5.2]	7.1 [7.4]	10.6 [11.2]	10.3 [10.8]	3.8 [4.0]
19	4.7 [5.0]	6.7 [7.0]	10.5 [11.1]	10.1 [10.6]	3.7 [3.9]
20	4.5 [4.6]	6.3 [6.4]	10.1 [10.0]	9.9 [9.8]	3.5 [3.6]
21	4.3 [4.1]	6.3 [6.0]	10.0 [9.2]	9.9 [9.1]	4.3 [4.0]
22	4.1 [4.1]	6.2 [6.1]	10.0 [9.7]	9.0 [9.0]	5.6 [5.7]
対前年度増減差					
17	△ 0.1 [0.0]	0.2 [0.2]	△ 0.3 [△0.2]	△ 0.2 [△0.0]	△ 0.4 [△0.3]
18	△ 0.3 [△0.0]	△ 0.3 [△0.1]	0.0 [0.5]	0.0 [0.2]	△ 0.5 [△0.3]
19	△ 0.2 [△0.1]	△ 0.3 [△0.4]	△ 0.0 [△0.1]	△ 0.2 [△0.2]	△ 0.1 [△0.1]
20	△ 0.2 [△0.5]	△ 0.4 [△0.6]	△ 0.5 [△1.1]	△ 0.2 [△0.8]	△ 0.2 [△0.4]
21	△ 0.1 [△0.5]	△ 0.1 [△0.4]	△ 0.1 [△0.8]	△ 0.0 [△0.7]	0.7 [0.4]
22	△ 0.3 [0.0]	△ 0.1 [0.1]	0.0 [0.5]	△ 0.9 [△0.1]	1.4 [1.7]

注 1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注 2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

《参考1》財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である<sup>注</sup>。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

### ○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出－国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left( \begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金} \left( \text{国庫公経済負担分除く} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

### ○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入で賄わなければならない状況にある。

### ○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

### ○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{(\text{積立比率の分子})}{(\text{積立比率の分母}) + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

### ○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の割合を示す指標であり、その分母には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

$$= \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$



## 《参考2》詳細統計表

参考として、第2章の本文中に掲載した図表(途中年度を省略した図表)について、詳細版の統計表を以下に掲載しておく。

## 【1 財政収支の現状及び推移】

○図表 2-1-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14、15年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

○図表 2-1-6 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14～16年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

○図表 2-1-8 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円
7	6,060	15,559	21,619
8	5,758	16,009	21,766
9	5,894	16,059	21,953
10	6,062	15,745	21,808
11	5,807	15,271	21,078
12	5,612	14,756	20,368
13	5,400	14,572	19,972
14	5,326	14,139	19,465
15	5,187	13,352	18,539
16	4,918	12,465	17,383
17	4,702	11,896	16,599
18	4,569	11,344	15,914
19	4,294	10,794	15,088
20	3,538	9,445	12,982
21	3,357	9,658	13,015
22	4,265	11,611	15,875

○図表 2-1-9 運用収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金制 度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9	55,637		774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10	52,164		715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11	47,286		676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12	43,067		698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13	38,607 [26,541]		507	2,104 [1,341]	7,872	783	49,873	2,263 [1,246]	209	52,345
14	31,071 [2,731]			2,169 [1,757]	6,870	667 [△ 90]	40,777	1,897 [△ 371]	175	42,848
15	22,884 [64,232]			2,358 [3,282]	7,000 [16,995]	670 [809]	32,912 [85,318]	1,523 [4,482]	79	34,513 [89,879]
16	16,125 [36,934]			2,109 [2,291]	7,534 [12,200]	738 [1,103]	26,506 [52,527]	1,044 [2,654]	83	27,632 [55,264]
17	18,298 [91,893]			2,423 [4,647]	13,604 [32,363]	1,359 [1,903]	35,684 [130,806]	1,357 [6,451]	83	37,124 [137,340]
18	25,708 [42,790]			2,607 [2,503]	15,645 [13,769]	1,250 [1,416]	45,209 [60,478]	1,965 [2,879]	115	47,289 [63,472]
19	16,582 [△ 48,705]			2,789 [△ 479]	11,966 [△ 14,259]	873 [△ 1,237]	32,211 [△ 64,679]	1,113 [△ 3,073]	169	33,492 [△ 67,583]
20	17,682 [△ 87,252]			1,712 [△ 3,356]	5,242 [△ 26,799]	513 [△ 2,572]	25,149 [△ 119,979]	1,093 [△ 5,924]	172	26,414 [△ 125,731]
21	50 [86,258]			1,508 [4,385]	5,014 [24,130]	440 [2,542]	7,013 [117,316]	3 [5,296]	126	7,142 [122,737]
22	2,518 [△ 3,069]			1,695 [979]	4,717 [△ 145]	428 [52]	9,358 [△ 2,183]	3 [△ 194]	93	9,455 [△ 2,284]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(17年度は年金資金運用基金納付金)を加えたものを計上している。

注3 []内は、時価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績の時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10年度が2,542億円、11年度が3,147億円、12年度が1,678億円である。

○図表 2-1-10 運用利回りの推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		旧農林年金				
平成	%	%	%	%	%	%
7	5.24	4.92	4.97	4.23	4.60	4.90
8	4.99	4.23	4.82	3.74	4.03	4.56
9	4.66	4.08	4.32	3.57	3.86	4.26
10	4.15	3.69	3.44	3.24	3.66	3.94
11	3.62	3.45	3.27	3.57	3.59	3.58
12	3.22	3.55	3.01	2.61	2.99	2.98
13	…	2.54	2.42	2.05	2.60	…
	[1.99]		[1.56]			[1.29]
14	…		2.45	1.77	2.20	…
	[0.21]		[2.05]		[△ 0.28]	[△ 0.39]
15	…		2.68	1.81	2.00	…
	[4.91]		[3.84]	[4.83]	[2.61]	[4.78]
16	…		2.35	1.98	1.79	…
	[2.73]		[2.65]	[3.23]	[3.35]	[2.77]
17	…		2.43	3.59	4.16	…
	[6.82]		[5.36]	[8.44]	[5.78]	[6.88]
18	…		3.02	4.02	3.76	…
	[3.10]		[2.79]	[3.36]	[4.07]	[3.07]
19	…		3.18	3.02	3.14	…
	[△ 3.54]		[△ 0.53]	[△ 3.42]	[△ 2.81]	[△ 3.38]
20	…		1.20	0.85	△ 0.23	…
	[△ 6.83]		[△ 3.89]	[△ 6.79]	[△ 7.62]	[△ 7.29]
21	…		1.50	1.05	△ 0.55	…
	[7.54]		[5.52]	[6.73]	[8.27]	[7.48]
22	…		1.76	1.06	0.86	…
	[△ 0.26]		[1.21]	[△ 0.04]	[0.16]	[△ 0.25]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。なお、国共済の時価ベースの運用利回りは、平成10年度が3.17%、11年度が3.80%、12年度が2.03%である。

○図表 2-1-11 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14	203,466			16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15	208,140			16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16	216,301			16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

○図表 2-1-12 運用損益分を除いた単年度収支残

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定				基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△ 69	△ 363	5,239	390	3,606	285	26,730
8	10,320	170	△ 221	△ 416	5,906	357	6,148	△ 1,038	21,225
9	17,273		△ 274	△ 129	6,225	336	2,747	△ 1,559	24,850
10	△ 1,363		△ 491	△ 300	4,468	217	1,503	△ 1,354	2,678
11	△ 7,804		△ 559	△ 778	2,878	107	1,717	△ 1,181	△ 5,619
12	△ 22,288		△ 664	297	△ 168	△ 22	698	136	△ 22,010
13	△ 33,540		△ 874	△ 1,498	△ 112	△ 106	△ 1,079	1,191	△ 36,018
14	△ 28,064			△ 1,841	△ 1,478	△ 99	△ 2,382	2,036	△ 32,322
15	△ 26,264			△ 2,093	△ 3,111	△ 192	△ 2,023	1,535	△ 32,212
16	△ 13,766			△ 1,902	△ 5,141	△ 267	△ 2,750	121	△ 23,719
17	△ 71,123			△ 1,521	△ 6,082	△ 252	△ 6,967	△ 1,430	△ 87,375
18	△ 48,853			△ 2,031	△ 6,468	△ 228	△ 5,987	66	△ 63,500
19	△ 47,057			△ 2,726	△ 7,409	△ 11	△ 6,196	1,184	△ 62,215
20	△ 48,148			△ 3,457	△ 9,712	△ 232	△ 7,029	75	△ 68,504
21	△ 45,333			△ 3,300	△ 10,036	△ 103	△ 2,254	2,963	△ 58,063
22	△ 63,044			△ 3,266	△ 9,660	△ 282	2,388	5,553	△ 68,311

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○図表 2-1-13 積立金の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10	1,308,446		19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11	1,347,988		20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13	1,373,934 [1,345,967]		19,746	86,500 [87,070]	369,267	30,800	1,880,246	99,490 [97,348]	7,246	1,986,982
14	1,377,023 [1,320,717]			86,747 [86,986]	374,658 [365,720]	31,368 [31,625]	1,869,796 [1,805,048]	99,108 [94,698]	7,246	1,976,150 [1,906,992]
15	1,374,110 [1,359,151]			86,938 [88,175]	378,297 [379,605]	31,802 [32,242]	1,871,147 [1,859,173]	98,612 [97,160]	7,246	1,977,004 [1,963,580]
16	1,376,619 [1,382,468]			87,034 [88,564]	380,619 [386,664]	32,102 [33,079]	1,876,374 [1,890,775]	96,991 [97,151]	7,246	1,980,611 [1,995,171]
17	1,324,020 [1,403,465]			87,580 [91,690]	388,082 [412,945]	33,180 [34,730]	1,832,862 [1,942,829]	91,514 [96,766]	7,246	1,931,622 [2,046,842]
18	1,300,980 [1,397,509]			88,137 [92,162]	397,071 [420,246]	33,834 [35,563]	1,820,022 [1,945,481]	87,660 [93,828]	7,246	1,914,928 [2,046,554]
19	1,270,568 [1,301,810]			88,142 [88,958]	401,527 [398,579]	34,677 [34,328]	1,794,914 [1,823,675]	82,692 [84,674]	7,246	1,884,852 [1,915,595]
20	1,240,188 [1,166,496]			85,711 [82,145]	395,200 [362,067]	34,366 [31,523]	1,755,465 [1,642,231]	76,920 [71,885]	7,246	1,839,631 [1,721,362]
21	1,195,052 [1,207,568]			83,658 [83,230]	389,255 [376,161]	34,073 [33,963]	1,702,038 [1,700,921]	74,822 [75,079]	7,246	1,784,106 [1,783,247]
22	1,134,604 [1,141,532]			81,822 [80,942]	383,658 [366,356]	34,083 [33,733]	1,634,167 [1,622,563]	77,333 [77,394]	7,246	1,718,746 [1,707,203]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済の時価ベースの積立金は、平成10年度末が82,883億円、11年度末が85,252億円、12年度末が87,227億円である。

注5 旧農林年金から厚生年金へ、平成14年度に1.58兆円、15年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15年度に3.50兆円、16年度に5.39兆円、17年度に3.46兆円、18年度に0.68兆円、19年度に0.56兆円、20年度に0.35兆円、21年度に0.19兆円、22年度に0.01兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

○図表 2-1-16 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

○図表 2-1-17 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。

○図表 2-1-18 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、  
金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額	特別国庫 負担額	保険料・拠 出金算定対 象額	基礎年金 拠出金 単価	合計	基礎年金拠出金算定対象者数						
						厚生年金	国共済		地共済	私学共済	国民年金	
							旧三共済	旧農林年金				
①	②	①-②	(①-②)/③/12	③	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994
15	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528
22	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 ( )内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。  
 注3 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

【2 被保険者の現状及び推移】

○図表 2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧三共済	旧農林年金	第1号						第3号	
										千人
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209
22	34,411			1,055	2,878	485	38,829	68,258	19,382	10,046

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。  
 注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	359,146		539,116	568,361	479,000
	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
22	358,838		532,662	556,707	475,929
	<305,715>		<408,814>	<431,808>	<367,359>

- 注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。  
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
- 注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。



○図表 2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	1,492,011			68,463	198,596	27,600	1,786,670
	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>
22	1,492,051			67,137	192,503	27,788	1,779,480
	<1,266,338>			<51,392>	<148,500>	<21,331>	<1,487,561>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、&lt;&gt;内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

## 【3 受給権者の現状及び推移】

○図表 2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
21	30,581			1,139	2,645	347.8	28,286
22	31,982			1,178	2,742	370.4	28,857

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

○図表 2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
平成7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
21	28,141			1,105	2,520	322.9	27,787
22	29,433			1,144	2,613	344.7	28,343

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

○図表 2-3-6 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	被用者年 金制度計 億円	国民年金	公的年金 制度全体 億円
						新法基礎年金と 旧法国民年金 億円	
平成7	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731	321,989
8	189,722	16,935	40,437	2,043	249,137	86,324	335,461
9	197,655	17,013	41,059	2,117	257,845	93,767	351,612
10	207,943	17,290	42,287	2,232	269,753	102,532	372,285
11	216,023	17,331	42,901	2,327	278,583	110,700	389,282
12	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
13	228,204	17,534	43,789	2,497	292,025	125,830	417,854
14	239,806	17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16	249,103	17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

○図表 2-3-11 平均年金月額推移 — 老齢・退年相当 —

## ○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529

注1 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

## ○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
22	111,656	158,062	168,480	152,827

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○図表 2-3-12 平均加入期間の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
16	377	419	414	376	314
17	380	420	415	378	322
18	382	421	416	381	329
19	385	422	418	382	336
20	388	423	419	384	342
21	391	424	420	385	348
22	394	425	421	387	353

- 注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

## 【4 財政指標の現状及び推移】

○以下の統計表については、付属資料の「長期時系列表－3」を参照のこと。

- ・ 図表 2-4-2 年金扶養比率の推移
- ・ 図表 2-4-6 総合費用率の推移
- ・ 図表 2-4-9 独自給付費用率の推移
- ・ 図表 2-4-12 収支比率の推移
- ・ 図表 2-4-13 積立比率の推移

## ○図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
(参考)標準報酬月額ベース						
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	<12.3>	<0.2>	<3.0>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
20	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
21	<12.9>	<0.2>	<3.5>	<17.2>	<0.2>	<4.2>
22	<13.1>	<0.2>	<3.6>	<17.1>	<0.2>	<3.8>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
(参考)標準報酬月額ベース						
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
20	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>
21	<17.8>	<0.2>	<3.3>	<9.7>	<0.1>	<1.8>
22	<18.1>	<0.2>	<2.9>	<10.0>	<0.1>	<1.8>

注1 「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

○図表 2-4-7 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230
22	19.7	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6	12.584

- 注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。  
 注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。  
 注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。  
 注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

○図表 2-4-8 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
18	16.5	15.3	11.2	17.9	18.6
19	17.5	16.0	11.5	17.9	18.6
20	18.1	17.5	11.8	18.2	19.0
21	18.1	17.9	11.4	19.2	20.2
22	19.2	19.2	12.3	19.7	20.6

(参考) 標準報酬月額ベース

10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.4>	<22.4>
18	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.4>	<22.3>
19	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.4>	<22.2>
20	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<21.7>	<22.7>
21	<23.9>	<23.4>	<15.0>	<22.5>	<23.7>
22	<25.1>	<24.9>	<16.1>	<23.2>	<24.3>

- 注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。  
 注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。  
 注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

○図表 2-4-10 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	4.7	3.7	3.1	3.2
16	4.9	3.9	3.3	3.5
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
22	5.4	4.1	3.6	3.8

  

(参考) 標準報酬月額ベース				
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
21	<5.9>	<4.7>	<4.1>	<4.5>
22	<6.4>	<5.3>	<4.6>	<4.9>

注 < >は標準報酬月額ベースである。

○図表 2-4-11 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1	96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8	98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1	97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5	92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2	87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8	84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2	82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3	84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	75.7	74.7	96.9	93.8
22	77.2	75.8	75.1	92.3	125.8

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。